

附則

(実施期日)

この約款は、平成 17 年 10 月 1 日以降準備出来次第実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 17 年 10 月 11 日から実施します。

(経過措置)

平成 17 年 9 月 1 日から平成 17 年 12 月 31 日までの間に、プライマリ電話契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成 18 年 1 月 15 日までに当社がそのプライマリ電話サービスの提供を開始した場合で、かつ、契約者から、プライマリ電話契約者間通話等の通話料金の月極割引（とくとく・トーク）を選択する申し出があり、当社が承諾した場合には、サービスの提供を開始した日の属する月の翌月から起算して、1 年間の定額料については、料金表第 2 通話に関する料金 通話料別表に規定する額に代えて、0 円を適用します。ただし、1 年間のうちに、本適用廃止の申し出、利用の一時中断、番号の変更、プライマリ電話契約の解除があった場合には、当社は、この月額割引は廃止します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 17 年 12 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 1 月 1 日から実施します。

(経過措置)

平成 18 年 1 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間に、プライマリ電話契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成 18 年 4 月 15 日までに当社がそのプライマリ電話サービスの提供を開始した場合で、かつ、契約者から、プライマリ電話契約者間通話等の通話料金の月額割引（とくとく・トーク）を選択する申し出があり、当社が承諾した場合には、サービスの提供を開始した日の属する月の翌月から起算して、1 年間の定額料については、料金表第 2 通話に関する料金 通話料別表に規定する額に代えて、0 円を適用します。ただし、1 年間のうちに、本適用廃止の申し出、利用の一時中断、番号の変更、プライマリ電話契約の解除があった場合には、当社は、この月額割引は廃止します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 2 月 1 日から実施します。

(経過措置)

平成 18 年 1 月 12 日から平成 18 年 1 月 31 日までの間に、加入電話契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成 18 年 2 月 15 日までに当社がその加入電話サービスの提供を開始した場合で、かつ、契約者から、加入電話契約者間通話等の通話料金の月額割引（とくとく・トーク）を選択する申し出があった場合には、サービスの提供を開始した日の属する月の翌月から起算して、6 ヶ月間の定額料については、料金表第 2 通話に関する料金 通話料別表に規定する額に代えて、0 円を適用します。ただし、6 ヶ月間のうちに、本適用廃止の申し出、利用の一時中断、番号の変更、加入電話契約の解除があった場合

には、当社は、この月額割引は廃止します。

なお、平成18年1月1日からの経過措置が適用される場合には、そちらを優先して適用します。

(実施期日)

この改正規定は、平成18年3月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成18年4月1日から実施します。

(経過措置)

平成18年4月1日から平成18年12月31日までの間に、プライマリ電話契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年1月15日までに当社がそのプライマリ電話サービスの提供を開始した場合で、かつ、契約者から、プライマリ電話契約者間通話等の通話料金の月額割引（とくとく・トーク）を選択する申し出があり、当社が承諾した場合には、サービスの提供を開始した日の属する月の翌月から起算して、1年間の定額料については、料金表第2 通話に関する料金 通話料別表に規定する額に代えて、0円を適用します。

ただし、1年間のうちに、本適用廃止の申し出、利用の一時中断、番号の変更、プライマリ電話契約の解除があった場合には、当社は、この月額割引は廃止します。

(実施期日)

この改正規定は、平成18年7月11日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成19年1月1日から実施します。

(経過措置)

平成19年1月1日から平成19年12月31日までの間に、加入電話契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年1月15日までに当社がその加入電話サービスの提供を開始した場合で、かつ、契約者から、加入電話契約者間通話等の通話料金の月極割引（とくとく・トーク）を選択する申し出があり、当社が承諾した場合には、サービスの提供を開始した日の属する月の翌月から起算して、当社が指定する期間（12ヶ月を最長とする暦月単位の期間）の定額料については、料金表第2 通話に関する料金 通話料別表に規定する額に代えて、0円を適用します。ただし、1年間のうちに、本適用廃止の申し出、利用の一時中断、番号の変更、加入電話契約の解除があった場合には、当社は、この月額割引は廃止します。

(実施期日)

この改正規定は、平成19年2月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成19年3月26日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 19 年 7 月 1 日から実施します。

(経過措置)

平成 19 年 7 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日までの間に当社の指定する付加機能（クイックダイヤル機能）の試用キャンペーンの申込があり、当社がその申込みを承諾した場合には、当該付加機能の提供を開始した日から平成 19 年 12 月 31 日までの間、料金表 第 7 付加機能使用料 の当該機能に係る料金額についての支払を要しません。

なお、本キャンペーンでの当該付加機能の提供について、料金表 第 7 付加機能使用料 2 付加機能使用料の減額は適用外と致します。

また、本キャンペーンの当該付加機能の提供について、当該付加機能の継続の申出がない場合、当社は平成 20 年 1 月 1 日以降当該付加機能のみの提供を解除致します。

なお、本キャンペーンの申込みで、その請求を承諾することが当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。

(実施期日)

この改正規定は平成 19 年 9 月 18 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 19 年 10 月 1 日から実施します。

(経過措置)

平成 19 年 7 月 1 日実施の付加機能の試用キャンペーンに係る附則に関し、申込み期間を平成 19 年 12 月 31 日まで延長し、その申込を承諾した場合には、当該機能に係る料金額について支払を要しない期間を、提供を開始した日から平成 20 年 6 月 30 日まで延長します。

また、当該付加機能の継続の申出がない場合の解除の実施時期は、平成 20 年 7 月 1 日以降に変更いたしません。

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 1 月 1 日から実施します。

第 1 条（契約に関する経過措置）

この約款実施の際現に、北摂ケーブルネット株式会社（以下「HCN」といいます。）のプライマリ電話サービス約款（以下「旧約款」といいます。）の規定により締結している、プライマリ電話サービスについては、この約款実施の日において、この約款の規定により契約が移行したものとします。

第 2 条（料金等の支払いに関する経過措置）

この約款実施前に、旧約款より生じた料金その他の債務に係る債権については、この約款実施の日において、当社が HCN から譲り受けるものとし、その請求その他の取り扱いについては、この約款の規定に準じて取り扱います。

2 この約款実施の日を含む料金月（同日を起算日とする料金月を除きます。）を単位として計算される、利用料（月額で定めるものに限ります。）、手続に関する料金及び工事に関する料金については旧約款に規定

する料金を適用するものとします。

第3条（損害賠償に関する経過措置）

この約款実施前に、旧約款の規定によりその事由が生じた損害賠償の取り扱いについては、この約款実施の日において、当社が HCN から引き継ぐものとし、その取り扱いについては、なお従前の通りとします。

第4条（この約款実施前に行った手続きの効力等）

この約款実施前に、HCN に対し旧約款の規定により行った手続きその他の行為については、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

2 この約款実施の際現に、HCN が旧約款の規定により提供しているプライマリ電話サービスについてはこの附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとします。

（実施期日）

この改正規定は、平成 20 年 2 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 20 年 3 月 28 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日から実施します。

（経過措置）

平成 19 年 10 月 1 日実施の付加機能の試用キャンペーンに係る附則の延期に関し、平成 20 年 7 月 1 日以降に行なう当該付加機能の解除は、当該付加機能の無料化に伴い実施しません。

（実施期日）

この改正規定は平成 20 年 6 月 23 日から実施します。

（経過措置）

当社は、当社が別に定める電話サービス契約約款に規定する加入電話契約を解除すると同時に、同一電話番号にて、プライマリ電話サービスの契約を締結し、電話サービスの解除と同暦月にプライマリ電話サービスの開始を行なう場合、本経過措置を適用します。

- 1) 第 2 通話に関する料金 1 適用 (13) 大口通話料金の月極割引 について、その規定によらず、当該暦月内の加入電話契約およびプライマリ電話契約の通話料金（国際通話に係る通話料、特定衛星端末との音声通信に係る通話料及びプライマリ電話契約者間通話等の通話料金等の月極割引を利用している場合の定額料は含みません。）を合算し、合算した月間累計額が、8,000 円以上 40,000 円未満の場合は、プライマリ電話契約の通話料金の月間累計額の 8%に相当する額の割引を行い、合算した月間累計額が 40,000 円以上の場合には、プライマリ電話契約の通話料金の月間累計額の 10%に相当する額の割引を行ないます。
- 2) 契約者が電話サービス契約約款に定める加入電話契約者間通話等の通話料金の月極割引（とくとく・トーク）の提供を現に受けており、プライマリ電話契約者間通話等の通話料金の月極割引（とくとく・トーク）

を申込み場合、本約款の規定によらず、当社が申し込みを承諾した日から月極割引の適用を開始し、当該暦月の 料金額 ア プライマリ電話契約者間通話等に係るもの について以下表のとおり適用します。

料金額の規定により算定したプライマリ電話契約者間通話等の月間累計額	月極割引を選択した場合の料金額
0円から10,000円(税込10,800円)までの部分	無料 定額料(月額)
10,000円(税込10,800円)を超える部分	左欄に該当する部分の額と同額

- 3) 電話サービス契約約款に定める料金明細内訳書の発行の提供を現に受けており、プライマリ電話サービスの料金明細内訳書の発行を申し込む場合、当該暦月の料金明細内訳書の発行手数料について、本約款の規定によらず支払いを要しません。

(実施期日)

この改正規定は、平成20年10月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成20年12月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は平成20年12月18日から実施します。

(経過措置1)

(経過措置2)

当社は、当社が別に定める電話サービス契約約款に規定する住宅用加入電話契約者のうち代表機能を利用している契約者が、加入電話契約を解除すると同時に、同一電話番号にて、住宅用プライマリ電話サービスの契約を締結し、電話サービスの解除と同暦月に住宅用プライマリ電話サービスの開始を行なう場合において、契約者から申出があった場合、当社は、料金表 第7 付加機能使用料の規定にかかわらず、住宅用プライマリ電話サービス契約者に代表機能の提供を行ないます。

(実施期日)

この改正規定は、平成21年2月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成21年3月5日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成21年4月2日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成21年4月15日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 5 月 12 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 6 月 12 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 7 月 16 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 2 月 18 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 5 月 13 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 7 月 1 日から実施します。

(経過措置)

この改正規定実施の際現に、改定前の規定により次表の左欄のサービスの提供を受けている者は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスの提供を受けているものとみなします。

第 1 種定期契約【地デジ・BS パック (1 年契約)】	第 1 種定期契約【J:COM TV My style (1 年契約)】
-------------------------------	--------------------------------------

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 10 月 1 日から実施します。

(経過措置)

この改正規定実施の際現に、改定前の規定により次表の左欄のサービスの提供を受けている者は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスの提供を受けているものとみなします。

第 2 種定期契約【地デジ・BS パック (2 年契約)】	第 2 種定期契約【J:COM TV My style (2 年契約)】
-------------------------------	--------------------------------------

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 11 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 12 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 2 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 3 月 1 日から実施します。

(経過措置)

平成 23 年 3 月 1 日から平成 23 年 4 月 30 日までの間に、当社が新規申込によるプライマリ電話サービスの提供を開始した場合で、かつ、契約者から、プライマリ電話契約者間通話等の通話料金の月極割引（とくとく・トーク）を選択する申し出があり、当社が承諾した場合には、サービスの提供を開始した日の属する月の翌月から、平成 24 年 3 月 31 日までの定額料については、料金表第 2 通話に関する料金 通話料別表に規定する額に代えて、0 円を適用します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 4 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 5 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 8 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 9 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 10 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 12 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 1 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 2 月 10 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 2 月 14 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 4 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 6 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改定規定は、平成 24 年 8 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改定規定は、平成 24 年 9 月 21 日から実施します。

(実施期日)

この改定規定は、平成 24 年 10 月 15 日から実施します。

(実施期日)

この改定規定は、平成 24 年 11 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改定規定は、平成 24 年 12 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 1 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 2 月 19 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 4 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 6 月 1 日から実施します。

(契約に関する経過措置)

この改正規定実施の際現に、合併前の株式会社ケーブルネット神戸芦屋、吹田ケーブルテレビジョン株式会社、高槻ケーブルネットワーク株式会社、東大阪ケーブルテレビ株式会社および豊中・池田ケーブルネット株式会社との間で締結しているプライマリ電話サービスに係る契約は、この改正規定実施の日において当社が提供するプライマリ電話サービスに係る契約に移行したものとします。

(料金の支払いに関する経過措置)

この改正実施前に支払いまたは支払われなければならなかった合併前の会社の約款規定により生じた料金その他の責務については、この改正規定実施の日において、当社が譲り受けるものとし、その請求その他の取扱いについては、改正後の規定に準じて取り扱います。

(改正前の規定による手続き等の効力)

この改正規定実施前に、改正前の規定によりなされた合併前の会社のサービスに関する手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、この改正規定中にこれに相当する規定があるときは、この改正規定によってなされた当社のプライマリ電話サービスに関する手続きその他の行為とします。

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 2 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 3 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 9 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 10 月 31 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 1 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 1 月 9 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 1 月 23 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

この改正実施の際に、消費税を伴う場合の税込額（地方消費税を含む）は、本約款に定めるとおりとする。
この改正実施前にかかる料金については、なお従前のとおりとします。

（実施期日）

この改正規定は、平成 26 年 6 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 26 年 7 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 26 年 8 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 26 年 9 月 4 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 27 年 1 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 27 年 2 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 27 年 2 月 9 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 27 年 4 月 16 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 27 年 5 月 7 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 27 年 6 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 27 年 6 月 11 日から準備ができ次第、実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 8 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 1 月 6 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 5 月 21 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 8 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 9 月 15 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 10 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 10 月 27 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 12 月 15 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 1 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 2 月 2 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

当社は、この改定規程実施の日から平成 31 年 2 月末までの間に、新たに住宅用プライマリ電話サービスに申込みがあり当社が承諾した加入者のうち、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により居住継続が困難になった被災者もしくは国から避難指示等が出された地域からの避難者であることの申し出があり、かつ機器等の設置場所が、行政機関が被災者および避難者に提供する、応急仮設住宅もしくは公営住宅である期間に限り、本約款および料金表の定めに関わらず、平成 31 年 3 月末まで住宅用プライマリ電話サービスの基本料金を 476 円（税込 514 円）とします。

2 当社は、前項に定める提供条件の確認のために、証明書類の提示を求める場合があります。

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 8 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 11 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 1 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 3 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 5 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 6 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 10 月 18 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 31 年 1 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 31 年 1 月 31 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

当社は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により居住継続が困難になった被災者もしくは国から避難指示等が出された地域からの避難者であることの申し出があり、かつ機器等の設置場所が、行政機関が被災者および避難者に提供する、応急仮設住宅もしくは公営住宅である期間に限り、本約款および料金表の定めに関わらず、平成 33 年 3 月 31 日まで 住宅用プライマリ電話サービスの基本料金を 476 円 (税別) とします。

2 当社は、前項に定める提供条件の確認のために、証明書類の提示を求める場合があります。

(実施期日)

この改正規定は、2019 年 6 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2019 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2019 年 10 月 1 日から実施します。

(経過措置 1)

この改正実施の際に、消費税を伴う場合の税込額 (地方消費税を含む) は、本約款に定めるとおりとします。この改正実施前にかかる料金については、なお従前のとおりとします。

(経過措置 2)

改正規定平成 20 年 9 月 2 日から実施の経過措置 2、(2) の表について、以下の表に変更します。

料金額の規定により算定したプライマリ電話 契約者間通話等の月間累計額	月極割引を選択した場合の料金額
0 円から 10,000 円 (税抜) までの部分	無料 定額料 (月額)
10,000 円 (税抜) を超える部分	左欄に該当する部分の額と同額

(実施期日)

この改正規定は、2020年1月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年2月7日から実施します。

(経過措置)

2020年2月7日から以下の付加機能について新規受付を停止します。

- ・リレーフォン機能
- ・オプションパック-i

(実施期日)

この改正規定は、2020年4月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年7月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年9月1日から実施します。